

令和8年度版 半田市地域防災計画の修正要旨

I. 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。（災害対策基本法第42条）

また、地域防災計画の作成、修正は、市町村防災会議の所掌事務とされている。（災害対策基本法第16条）

II. 修正概要

1. 愛知県地域防災計画（令和7年度修正）に基づく修正
2. 市の取り組みを反映した修正
3. その他修正

III. 修正要旨

1. 愛知県地域防災計画（令和7年度修正）に基づく修正
 - ① 令和6年能登半島地震における教訓を踏まえた「防災基本計画」の修正及びスフィア基準を取り入れた「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の改定等を受け、避難生活の良好な生活環境確保に向けた対応について追記
 - ② 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、市において、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めることについて追記
2. 市の取り組みを反映した修正
 - ① 機構改革に伴う修正
 - ② 災害時支援協定の整理に伴う修正
 - ③ 応急救護所運営体制の見直しに伴う修正 等
3. その他修正
 - ① 県地域防災計画と市防災計画の相違点の解消 等